(2)　上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が一〇〇分の一以上となるその支払を受ける居住者等の氏名、個人番号その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から一月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

(二)　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

(三)　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用等のあった日の属する年の前年以前に代替資産となるべき資産の取得をした場合の取扱いを法令上明確化することとした。（租税特別措置法第三三条、第三三条の二及び第六四条～第六五条関係）

(四)　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除における農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置について、同法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合の措置に改組することとした。（租税特別措置法第三四条及び第六五条の三関係）

(五)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合について、その農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定することとした。（租税特別措置法第三四条の二及び第六五条の四関係）

(六)　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三四条の三及び第六五条の五関係）

(1)　農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組する。

(2)　適用対象から、次に掲げる場合を除外する。

イ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合

ロ　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合

ハ　土地等につき集落地域整備法の事業が施行された場合において清算金を取得するとき

(七)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

(八)　特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例について、適用対象から集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合を除外することとした。（租税特別措置法第三七条の六及び第六五条の一〇関係）

(九)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）

(一〇)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置における特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から除外されるその年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたものについて、特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたものとすることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(二)　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、債務処理計画が平成二八年四月一日以後に策定されたものである場合において同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることの要件に、債務処理計画が同日以後に策定されたものである場合において同日前に産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人に該当しないものであることを加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四〇条の三の二関係）

(三)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和七年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条～第四一条の二の二関係）

(1)　住宅の取得等をして令和四年から令和七年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ　ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和四年・令和五年	三、〇〇〇万円	〇・七％	一三年
令和六年・令和七年	二、〇〇〇万円		一〇年

（注）イ表の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く。）又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律二、〇〇〇万円と、控除期間は一律一〇年とする。

ロ　認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和四年・令和五年	五、〇〇〇万円	〇・七％	一三年
	令和六年・令和七年	四、五〇〇万円		
特定エネルギー消費性能向上住宅	令和四年・令和五年	四、五〇〇万円		
	令和六年・令和七年	三、五〇〇万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和四年・令和五年	四、〇〇〇万円		
	令和六年・令和七年	三、〇〇〇万円		

（注一）ロ表の「認定住宅等」とは、認定住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅をいい、ロ表の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、ロ表の「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいい、ロ表の「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいう（(一〇)において同じ。）。